

## 公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2024年4月4日

首都高速道路株式会社  
代表取締役社長 前田 信弘

### 1 業務概要

(1) 業務名 円滑な交通の実現のための新たなビジョン策定に向けた検討（2024年度）

(2) 業務内容

本業務は、交通状況分析や渋滞対策検討を行い、交通が円滑で誰にでも使いやすい首都高の実現のための新たなビジョンの策定に向けた検討を実施するものである。

#### <業務内容>

##### ①作業計画立案

本業務における目的を把握し、効率的に業務が行えるよう特記仕様書及びその他関係図書に基づき、本業務実施にあたっての方針及び実施スケジュールを検討し、作業計画を立案・作成する。

##### ②交通の時間的・空間的分散及び行動変容に資する渋滞対策の検討

首都高及び一般街路の交通状況を分析し、首都高ネットワークの効率的な利用のための時間的・空間的な需要分散や、お客さまの自発的な行動変容を促す施策の立案及び対策効果の検討を行う。施策については、一般街路乗り継ぎ（検討箇所は2箇所を想定）、ゲーミフィケーションの活用等を想定している。

##### ③渋滞対策検討

###### 1) 可変チャネルリゼーション手法検討

過年度の検討結果を整理し、昼間でも有効な可変チャネルリゼーション手法を検討する。検討にあたっては、新技術のヒアリング等を行い、手法を立案のうえ各案について比較検討を実施する。検討箇所は2箇所を想定している。

###### 2) 入口閉鎖・流入調整検討

入口閉鎖及び流入調整について過去の社会実験の結果を整理し、現在の交通状況を踏まえた適用箇所を検討し、新たな社会実験の実施に向けた計画を策定する。

###### 3) 主要渋滞箇所に対するハード対策の箇所抽出

過年度の検討結果を踏まえ、主要渋滞箇所の交通状況を整理し、改善効果の高い区間等を対象としてハード対策箇所を抽出する。

###### 4) 渋滞対策箇所の概略線形検討及び整備効果試算

3)において抽出した箇所の概略線形を検討し、平面図、縦断図、標準横断図等を作成する。また、ハード対策実施後の交通影響を検討し、定量的な整備効果を試算する。検討箇所は2箇所を想定している。

##### ④新たな渋滞指標の検討

本業務で検討した結果を踏まえて、使いやすさ向上を表現できる新たな渋滞指標を検討する。なお、検討する指標については、利用者の体感と合致する伝わりやすさや、利用の時空間分散及びお客さまの行動変容を促す施策の実施効果の表現性を考慮すること。

##### ⑤新たなビジョンの公表資料作成

本検討を踏まえ、円滑な交通の実現のための新たなビジョンの全体構成素案をもとに、新たなビジョンの公表に向け、誌面のデザイン及び構成を作成する。また、上記②及び③において検討したデータ等を元にしてグラフ・図表等を作成し、誌面に反映する。なお、当該資料は本編及び概要版の作成を想定している。

##### ⑥関係機関協議資料作成

本検討結果を取りまとめ、新たなビジョンの公表に向けた関係機関協議用資料を作成する。

##### ⑦打合せ

業務進捗確認のための打合せを行う。なお、打合せ回数は計6回を想定している。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から 390 日間

(4) その他

- ①本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が70点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。
- ②本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては4(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第1）を提出するものとする。
- ③本業務は、担い手の育成支援を目的とした試行業務である。
- ④技術提案書は持参又は郵送により提出すること。
- ⑤その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定に該当しない者であること。
- (2) 首都高速道路株式会社における2023・2024年度競争参加資格の「計画調査」の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について([https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke\\_seigen/](https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/))」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項1(1)イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4) 業務実施上の条件

① 法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2014年度以降に自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項により指定された道路をいう。）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第4条第1項により指定された道路をいう。）における「交通円滑化」または「渋滞対策」に関して、完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

② 予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格（予定管理技術者）

技術士〔建設部門（道路）〕、RCCM（道路）、又は交通工学研究会認定TOE〔交通技術上級資格者〕を有する技術者

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ 業務実績（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）

2014年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項により指定された道路をいう。）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第4条第1項により指定された道路をいう。）における「交通円滑化」または「渋滞対策」に関する業務

類似業務：供用中の道路（道路法第3条に掲げられた道路をいう。）における「交通円滑化」または「渋滞対策」に関する業務

#### ハ 手持ち業務量(予定管理技術者)

2024年4月4日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む。)において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

#### 【手持ち業務量が超過した場合】

2024年4月4日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量(本業務を含まない)が契約金額で5億円または契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

(5)参加表明書の提出期限の日から開札のときまでに、当社から競争参加停止措置準則(平成17年準則第22号)に基づく競争参加停止を受けていないこと。

### 3 技術提案書の評価基準

#### (1)技術提案書による評価

- ① 予定管理技術者の年齢、管理技術者としての当社業務経験回数及び予定管理補助技術者の配置
- ② 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ③ 予定管理技術者(管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者)及び予定担当技術者の同種類似業務の実績
- ④ 予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
- ⑤ 予定管理技術者(管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者)及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
- ⑥ 予定管理技術者(管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者)の当社での業務成績

#### (2) 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

- ① ヒアリング対象者
  - イ 予定管理技術者
  - ロ 予定管理補助技術者(配置する場合)
- ② 評価項目
  - イ 専門技術力の確認
  - ロ 業務への取組姿勢の評価
  - ハ コミュニケーション力の評価

### 4 手続等

#### (1) 担当部局

首都高速道路株式会社財務部契約課

〒100-8930

東京都千代田区霞が関1-4-1(日土地ビル8階)

TEL: 03-3539-9319 FAX: 03-3539-9566

#### (2) 現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

- ① 交付期間: 2024年4月4日(木)から2024年4月25日(木)午後3時まで
- ② 方法: 下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法(CD-R等の配布)により無償で交付するので、上記(1)の担当課まで申し出ること。
  - ・首都高速道路株式会社ホームページ(入札公告等)
  - ( <https://www.shutoko.co.jp/business/bid> )

③交付資料のダウンロード操作手順：

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3)参加表明書等の受領期限、提出場所及び提出方法

①電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：2024年4月4日（木）から2024年4月25日（木）午後3時まで

技術提案書（持参又は郵送により提出すること）

〈持参の場合〉

・受付期間：2024年4月4日（木）から2024年4月25日（木）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、2024年4月25日（木）は午後3時まで。

・受付場所：上記4(1)に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：2024年4月4日（木）から2024年4月24日（水）まで

・郵送方法：書留郵便等の配達記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記4(1)に記載の担当部局まで連絡すること。

・受付場所：上記4(1)に同じ。

②紙入札による場合（持参又は郵送により提出すること。）

参加表明書及び技術提案書

〈持参の場合〉

受付期間、受付場所は、上記4(3)①〈持参の場合〉のとおり。

〈郵送の場合〉

受付期間、郵送方法、郵送先は、上記4(3)①〈郵送の場合〉のとおり。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成要否 要（本件は電子契約を推奨する。）

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)に同じ。

(4) 技術提案書のヒアリングを行う。

(5) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777（ダイヤルイン）

（平日のみ午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）。）

Mail：[sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

(7) 見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。

(8) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。

(9) 詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。